

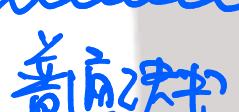
区分所有法 保存行為 宅建 H07-14-3 <#609>

【問】 正誤をつけよ。

共用部分の保存行為を行うためには、規約で別段の定めのない場合は、区分所有者及び
議決権の各過半数による集会の決議が必要である。 

【答え】 誤り

《ポイント》 共用部分の管理 【★基礎必須】

共用部分の管理に関する事項は、「共用部分の重大変更」を除いて、集会の決議で決する。
ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。（区分法 18 条 1 項） 

⇒ 共用部分の保存行為は、各区分所有者が単独でできる

⇒ 共用部分の管理行為・軽微な変更は、普通決議（各過半数）による

⇒ 共用部分の重大変更は、特別決議（各 3/4 以上）による